

資源物の持ち去り防止に係る
川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正への
市議会意見と市の検討結果

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
1	資料2 1ページ 1(1)①現状と課題	条例を一部改正とのことですが、なぜ改正に至ったかを教えてください。 資料2(1)現状と課題について、どのような種別がどの程度持ち去られているかをデータで示すことは可能でしょうか。 説明の中で「カンや不燃ごみの金属類が多い」や「現地調査で現認している」という記載がありますが、今回は条例改正なので理念ではなく、数値等を示すべきであると疑問に感じます。	資源物の持ち去り対策は一般廃棄物処理基本計画の具体的施策に位置付けています。また、令和6年度に開催したタウンミーティングでも多くの意見が寄せられており、対応が必要と考えています。持ち去られた資源物の種別や量の把握は困難です。
2	資料2 1ページ 1(1)①現状と課題	廃棄物の持ち去りについては賛成と反対の両方の意見があります。 この条例改正により対策がされることでごみ量が増えることが想定され、これをもって有料化することに繋がるのではないかと懸念があります。	持ち去り対策の結果、資源ごみが適切に排出され、その結果ごみ量が増加することが予想されます。一方、「指定ごみ袋による有料化」については実施方針に基づき、計画に掲げる目標の達成状況について分析することとしており、この分析にあたっては、有料化の対象としている燃やすごみの増減状況を中心に検討を行うため、条例施行後において資源物の増加のみをもって有料化の実施を行うことはありません。
3	資料2 1ページ 1(1)①現状と課題	持ち去り対策をしてごみ排出量が増加すると、有料化の実施方針にかかる数値に影響が出ることを懸念しています。 12月議会に条例改正案を上げる予定としているが急ぐ必要はないので、持ち去られている数値や誤解を生まないような文言となるよう整理してほしいです。	持ち去り対策の結果、資源ごみが適切に排出され、その結果ごみ量が増加することが予想されます。一方、「指定ごみ袋による有料化」については実施方針に基づき、計画に掲げる目標の達成状況について分析することとしており、この分析にあたっては、有料化の対象としている燃やすごみの増減状況を中心に検討を行うため、条例施行後において資源物の増加のみをもって有料化の実施を行うことはありません。 条例の文言については、パブリックコメントのご意見も踏まえて精査します。
4	資料2 1ページ 1(1)①現状と課題	具体的な持ち去り量など全体像が見えにくいです。 持ち去り行為の全体像の把握状況を明記する方が良いと思います。 また、なぜ条例の一部改正が必要なのかと、パブリックコメントの際に意見がでるのかと疑問に感じました。	持ち去りの種別や量の正確な把握は難しいですが、担当課へは市民、自治会、コミュニティからの情報提供に加え、市内各所に在住の職員からも状況を確認しており、全域で持ち去りが行われていることを把握しています。 この状況から、条例改正を行い市及び委託事業者、地域で実施される再生資源集団回収以外の者が、ごみステーション等から資源物を持ち去る行為を禁止し、適正な収集、再生利用・処分につなげることをめざしています。
5	資料2 1ページ 1(1)②影響	資料2の2で「持ち去りはリサイクル行政に支障をきたす可能性がある」という記載となっており、実際の量が把握できない中で曖昧だと感じます。 現時点、持ち去られた上で支障をきたしていないのか、放置すると持ち去り量が増えて支障をきたす可能性があるのか教えてください。	持ち去られた資源物が適正に再資源化されているか、そのルートについて確認が持てない状況です。家庭からごみステーションに排出された資源物は、市が分別収集し、国崎クリーンセンターに搬入することで適正な再生利用や処分を行っています。このうち有価物として売却されたものは、国崎クリーンセンターの運営費に充てられており、構成市町全体の費用負担の軽減に寄与しています。 行政回収以外の持ち去りは適正処理がなされない可能性が高まるため、今回、持ち去り行為を規制する根拠を設ける条例改正を進めているところです。
6	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	資料2の2ページ目(2)条例改正後の中に、「ごみステーション等への注意看板の掲示」とありますが、看板をステーションに常設することは可能ですか。 基本的に公道上には常設ができないことから掲示することは難しいと思いますので、地域の状況に合わせて検討してほしいです。	ごみステーションには様々な形態があり、住宅開発で設置され市に帰属することとなったごみステーションは常設が可能と考えますが、道路上などで常設が難しいステーションも多くあります。 持ち去りを禁止する看板の掲示については、多くの方に協力いただけるようなポスター等を作成し、協力依頼を行っていきます。
7	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	市民からの通報を受けるとのことですが、それをどのように周知するのでしょうか。 持ち去りを防止する条例があるということを市民へ周知することで持ち去りが減るという立て付けでしょうか。 持ち去り行為者の発見と特定の方法はどのようにするか、持ち去りの多くは朝早くだと思いが、証拠写真等が必要と考えますが、市に捜査権限はあるのでしょうか。	条例改正後、市民に広報誌や市ホームページなどを活用し、市への通報にご協力を頂きたいことや、対象の資源物、通報の方法などを周知します。まずは、持ち去り行為が禁止されていることを、市民に広く知ってもらうプロセスを通じて、抑止に繋がると考えています。 また、市に警察のような捜査権限はありませんが、この通報された情報に基づき、持ち去り行為のある早朝に現地確認を行い、違反者を発見・特定し、命令に従わない場合は公表を行います。 これらの流れについては、規則に定めていきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
8	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	実際に早朝や深夜持ち去りを見た場合、市には通報ができないと思います。また、法律違反でもないため、警察に通報しても対応されないと考えますが、どのような立て付けになっているのでしょうか。また、持ち去り行為の写真や映像から調査するという権限はあるのでしょうか。	令和7年8月から持ち去り等の対策として「ごみステーション内の不法投棄・野生死獣・資源物の持ち去り通報システム」を導入したため、昼夜を問わず市へ連絡することができます。ごみステーションに排出されたものは、法律上無主物となるため、警察に通報しても対応を見込めるものではありませんが、今回の条例改正により法的な根拠を持つことで調査が可能になります。持ち去り行為の多くは車両を使用しており、車両番号を陸運局や軽自動車検査協会へ照会をかけて調査し行為者を特定することができます。
9	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	持ち去り行為者に市民が声を掛けるのは危険だと思うので、通報は写真や動画になると思います。また、なぜ持ち去りが悪いかわからない市民もいるので、周知の際には具体的な損失額などの影響を数値で示していただきたいです。	市民への周知では、持ち去り行為者への直接の声掛け等はいらないよう呼びかけるとともに、持ち去りの影響等がわかるような工夫を行います。また、持ち去り行為を禁止する必要性については、分かり易く丁寧な説明に努めます。
10	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	資料2の最後に自治会やコミュニティへの周知と協力依頼、利用者からの情報提供とありますが、協力体制が必要な一方、担い手不足などで自治会の負担は大きくなってきています。その中で、インセンティブ方式の検討などはありましたか。	コミュニティや自治会へのインセンティブ方式の実施は予定していません。条例改正後の対応は現場に近い地域の方に見ていただくことが効果的と考えておりますが、情報提供のご協力については、無理のない範囲で把握したものをお知らせいただくことを予定しており、令和7年8月から「ごみステーション内の不法投棄・野生死獣・資源物の持ち去り通報システム」の運用を開始しています。また、看板等を掲示することなどで、効果的な抑止を図ります。
11	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	啓発看板を配布するとのことですが、掲示できない場所はあるのでしょうか。それを自治会に依頼するのか、市職員で対応するのでしょうか。	ごみステーションの管理は地域によって、利用者・自治会・管理組合などが行っていることから、看板等の設置にご協力いただく形態も様々であると考えています。ポスターなどは広く持ち去り行為を防止することを周知するため、ホームページに掲載し、看板の設置などは各ステーションの状況に応じて印刷、送付などの対応を行う予定をしています。
12	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	ごみステーションには管理者が決まっていなくて多いので、看板の設置などは自治会長に依頼がくる可能性が高いと考えますがいかがでしょうか。	ごみステーションの管理は地域によって、利用者・自治会・管理組合などが行っていることから、看板等の設置にご協力いただく形態も様々であると考えています。ポスターなどは広く持ち去り行為を防止することを周知するため、ホームページに掲載し、看板の設置などは各ステーションの状況に応じて印刷、送付などの対応を行う予定をしています。
13	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	持ち去りを禁止する条例を制定することの周知方法として説明会は検討していますか。カン、金属に限らず資源ごみという広い枠で良いのではないのでしょうか。	今回のパブリックコメントでも周知につながり、条例改正後には、広報誌や市ホームページ、SNSでお知らせするほか、ごみの減量を含む、ごみ行政全体のことについてお知らせする意見交流会などを開催することを検討しています。持ち去りを禁止する資源物については、資源物という広い枠では排出者にバラツキが生じるため、分かりやすく周知するよう工夫します。
14	資料2 2ページ 3(2)条例改正後	条例改正後の、持ち去り防止の対応について、今の職員体制でどのような対応が可能なのでしょうか。資源物の売却収入を守るための対応について、委託も選択肢にある場合は費用対効果も検討いただきたいです。	条例改正後、市民への周知を行い、持ち去り行為の通報が担当課に多く寄せられることを想定しています。この件数や内容に応じてまずは市職員で対応を行い、さらなる体制が必要な状況になればパトロール等の業務委託も含め検討します。業務の増加については、8月から開始した「ごみステーション内の不法投棄・野生死獣・資源物の持ち去り通報システム」を周知し、市民の利便性向上と職員の負担軽減を図ります。
15	資料3 1ページ 第3条	改正後の条例第3条第1項で、「職員の資質の向上」とありますが、職員はどの職員を指すのでしょうか。	一般廃棄物の処理に関する事業については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の統括的な責任を有することに鑑み、直営又は委託とともに職員の資質向上を行うことで、廃棄物行政が全体として能率的に運営されることを求めています。
16	資料3 1ページ 第3条	職員の資質向上について、民間事業者が収集の7割を行っているので、民間事業者にどんなことをするのか、また、例えば中学校や小学校の残食は資源物なので、市はたい肥化などの方向性を持つべきです。市民に減量を求めるなら、市は何をやるのかを示さなければ市民は納得しにくいと思います。	収集運搬業務の委託事業者や許可業者に対しては、適正に業務を実施させるため安全衛生にかかる情報提供を行うほか、個別事例に応じて指導を行います。また、学校給食の資源化などごみ減量・再資源化の取組みについては、本市の実施環境や財政状況を考慮しながら、効果的な取組みとなるよう庁内連携を図り、検討していきます。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
17	資料3 1ページ 第3条	改正後の条例第3条「市の責務」に「市が減量する」ことについて書いていません。市の施設も、給食センターなどいろいろとあるので書いた方が良いのではないかと思います。	「市の責務」は、法に規定された事項を条例に明記するものです。 市の責務として、市民等のごみ減量の取組みを促進する立場であることから環境率先行動計画に基づき紙の使用料の削減や、ご指摘の給食センターの残食を含む減量や再資源化に努め事業者として適正に処理します。
18	資料3 1ページ 第3条	適正処理をすれば、減量すると考えるので、この条例には減量はそぐわないのではと感じます。この条例においては適正処理という視点で書くべきだと思います。	条例第1条において、市内における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。 上記のとおり適正な処理を行うため、条例第3条に規定するとおり、市は事業者、市民等がごみの減量などの自主的な活動の促進を図ることなどを努めることとしています。
19	資料3 4ページ 第11条	今回、資源物の持ち去り防止に係る一部改正であるが、ごみステーションの管理を入れた背景を教えてください。 第11条第3項で「排出に対する指導を行い、又は収集を拒否できる」ことの記載があります。地域にはルールを守ってくれない人もいるため行政として指導するという項目はありがたいと思いますが、違った視点での意見もあると思いますのでしっかり検討してほしいです。	現在の条例では、第6条第2項に「所定の場所に排出」という規定としていたものについて、改正後の条例の第11条に「ごみステーションの管理」として具体的に持ち去りを禁止する場所とその管理を規定をしようとするものです。 また、「排出に対する指導を行い、又は収集を拒否できる」規定は現在も運用の中で実行しており、適正なごみステーション管理に資するよう明文化しています。
20	資料3 4ページ 第11条	第11条第3項で「収集を拒否することができる」とありますが、この文言によって1軒だけで使っているごみステーションから市が収集しないようなことが発生しないかを危惧しています。	「収集を拒否することができる」のは適切なごみの排出がされていない場合です。 現在も、適切な排出を指導するために分別がされていない、排出日を誤っているなどの場合、その旨を記載したシールを貼付して、適正排出を指導等するよう運用しており、これらを明文化するものです。
21	資料3 4ページ 第11条	今回の改正する「川西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」以外にごみステーションの設置や管理に関わる条例はありますか。 改正後の第11条の「市民等」に含まれているかもしれませんが、条文中「自治会」という文言がありません。ごみステーションの管理について自治会が協力しながら行っている場合もあり、その自治会の仕組みを守るような、自治会のルールに従うという文言が必要ではないでしょうか。	ごみステーションの定義はこの条例のみになります。 ごみステーションの管理については様々な実態があり、利用者による管理もあれば、自治会にもご協力を頂き管理されているところもあります。 このため、第3条に定義した「市民等」の申し出により設置し、ごみステーション利用者が運営するよう規定しています。
22	資料3 4ページ 第11条	現在は市内全域でごみステーション方式で、戸別収集はしていないという認識でよろしいですか。 戸別収集があるなら、どれくらいの世帯数ですか。	基本的にはごみステーション方式をとっており、地区によっては道が狭い等の理由で1世帯が利用するごみステーションがあります。 具体的な件数は把握していませんが、地区については概ね5地区と把握しています。 また、これ以外の例外としてはサポート収集があります。
23	資料3 4ページ 第11条	戸別収集してほしいという意見を持っている地域もありますが、第11条にごみステーションの管理という条文を設置することで、市民の要望が狭くなるような書き方はやめてほしいです。	改正後の条例第11条の規定は、現在実施しているごみステーション方式の収集と分別などの指導、運営を明記したものです。 なお、戸別収集については賛否さまざまな意見があり、収集にかかる人員体制と財源、対応が困難な地域や集合住宅などの課題があり、現在のところ実施の予定はありません。
24	資料3 4ページ 第11条	ごみステーションを定義することで、戸別収集に近い状態のごみステーションを集約することではないのでしょうか。	ごみステーションの規定を設けることで、すぐに集約するようなことに動くことはありません。ただ、ごみ収集の効率化という面では、できるだけ集約していきたいと考えているため、機会を見つけて調整をしていきたいと考えています。
25	資料3 6ページ 第18条	集団回収では自宅前に資源物を排出する地域もありますが、集団回収は持ち去り対策の対象外ですか。 ごみステーションと集団回収が対象になることを明確に書いていただきたいです。	集団回収として適正排出された資源物も、持ち去り対策の対象としています。 また第18条に、市及び規則で定める者を除き、ごみステーションに排出された廃棄物又は再生資源集団回収登録団体が指定した集積所に排出された資源物を収集運搬してはならない旨を明確に規定しています。
26	資料3 6ページ 第18条	市の条例なので、法律を上回ることはいけません。 持ち去りを防止するための条例改正ということで、誤解を生まないような書きぶりをしてほしいです。	ごみステーションに排出されたものは、市が収集するまで無主物となります。 改正後の条例第18条に資源物の収集運搬の禁止として、収集できるのは市又は委託事業者、地域で行われている再生資源集団回収によるものと規則に定めることを予定しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
27	資料3 6ページ 第18条	廃棄物の所有権の整理についてお聞かせください。 他の事例では、市や市民に所有権が帰属すると規定する自治体もあるので、実効性のある条例とするよう検討する必要があると思います。	ごみステーションに排出されたものは、市が収集するまで無主物となります。 市に所有権が帰属するとした場合、適正に分別されていないものや不法投棄されたものが市の所有物となる可能性があることから、今回の条例改正案としています。 実効性のあるものとするよう、状況把握を行った上で種々の対応策を検討していきます。
28	資料3 6ページ 第18条	今回の条例改正でごみステーションに排出されたものの所有権はどうなるのでしょうか。無主物と変わらないのであれば持ち去ってもよいのか、所有権を市にすることも検討するべきです。	ごみステーションに排出されたものは、市が収集するまで無主物となります。 改正後の条例第18条に資源物の収集運搬の禁止として、収集できるのは市又は委託事業者、地域で行われている再生資源集団回収によるものと規則に定めることを予定しています。 ごみステーションに置かれた物は市に所有権が帰属するとした場合、適正に分別されていないものや不法投棄されたものが市の所有物となる可能性があることから、今回の条例改正案としています。
29	資料3 6ページ 第18条	規則で定める資源物の対象はどのような範囲を考えていますか。 例えばペットボトル等も資源物ではないかという声があるので、今後検討してほしいです。	他市の事例を参考にするとカンや金属類、古紙、ペットボトルなどが代表例であり、本市でも同様の種別にすることを想定しています。 規則に定める資源物を明らかにした上で、広報誌や看板などで市民に周知していきます。
30	資料3 6ページ 第18条	生活の糧としてカンを収集している方もいるので、そのような方への対応はどのように考えているかお聞かせください。	持ち去り行為者への対応としては、聞取りの中で把握した内容について、必要に応じて、福祉などの関係部署へ繋ぎます。
31	資料3 6ページ 第18条	資料に「カン等の金属類など」という記載があります。カン以外も規制の対象としたいという思いでこのような記載にされたのか教えてください。 燃やさないごみを規制の対象にする場合、分別の変更などは考えられますか。	カン以外に、燃やさないごみとして排出されるフライパンや鍋、電化製品も対象にしていく予定としています。 今回の条例改正で分別区分の変更は想定していませんが、対象となる資源物は分かりやすく周知するよう工夫します。
32	資料3 6ページ 第18条	持ち去り防止をすることでカンの収集量が増えると予想できますが、収集委託業者との契約はどのようなになっていますか。	燃やすごみやカンの収集運搬業務委託は、収集区域ごとの契約としているため、収集量の増減により金額が変更するものではありません。
33	資料3 6ページ 第19条	持ち去り行為者について公表する項目を規則に定めるとのことですが、その内容はどのように考えているか、またそれによる抑止の根拠をお聞かせください。	現在想定している項目は住所、氏名、日時、場所、内容、車両の場合は車両番号の公表を検討しています。 条例化し、持ち去り行為は条例違反ということを周知し、地域の日や張り紙等を行うことで抑止に繋がると考えています。加えて、市が命令したにもかかわらず継続する場合は、公表という社会的な負担をかけることで抑止を図ります。 この対応による効果について状況把握を行い、見定めた上で罰則の追加についても検討をする予定です。
34	資料3 6ページ 第19条	持ち去り行為の抑止について、資料3の第18条では禁止命令にとどまっていますが、伊丹市では20万円以下の罰金という規定を設けています。罰則規定を設けることで抑止の効果があると思いますが検討はありましたか。 経済的損失だけではなく、深夜や早朝の騒音、通学時間帯の危険運転など広い視野で検討いただきたいです。	どのように抑止を図るか検討したところ、先行事例では罰金を規定しているものの、その実施に至らないというケースが多くみられました。現在の考え方としては、行為者への命令、その後も継続する場合は住所氏名などを公表する規定で状況把握を行い、その抑止効果を見定めた上で罰則の追加について検討をする予定です。 ご指摘のとおり、今回の条例改正を行うことで持ち去り行為の抑止を図り、騒音や危険運転の防止にも繋げていきたいと考えています。
35	資料3 6ページ 第19条	持ち去り行為を行う者は個人だけでなく、所属する会社なども罰則を適用するなどの規定は考えていますか。 抑止効果を目的とした条例化だが、昨今は罰則を設けて実行性を高めるケースが増えています。公表では少し緩いと考えるので、罰則を設けるか所有権を明確にしても良いのではと思います。	持ち去り行為を個人として行っているのか、会社として行っているのかを、その本人から聞取りを行い、その行為者を特定し、命令に従わない場合は公表することとしています。 今回の条例改正で、行為者を公表することで抑止効果はあると考えています。 罰則の規定については今後の状況の把握を行い、検討していきます。 なお、所有権の明確化については市に所有権が帰属するとした場合、適正に分別されていないものや不法投棄されたものが市の所有物となる可能性があることから、今回の条例改正案としています。

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果
36	一部事務組合構成市町での協調	国崎クリーンセンターは1市3町で運営しているので、他の3町とも協力が必要だと思います。3町の条例の制定状況などを教えてください。	猪名川町、能勢町、豊能町では持ち去り行為の禁止について条例を設けていません。足並みを揃えていく必要性はあるため、今回の本市の取り組みについて情報提供などの連携を図ります。
37	一部事務組合構成市町での協調	猪名川は未だに黒い袋を使用しているなど、一部事務組合の1市3町で足並みが揃っていないので整理してほしいです。	一部事務組合の構成市町で一定足並みを揃えることの必要性はあるものの、それぞれの自治体の施策状況により同一歩調とする難しさがあります。本市の取組みを共有するほか、他町の状況把握を行い、より効率的効果的に廃棄物行政を推進できるよう機会を捉え働きかけます。